

同和行政をたどって！(2)

今、私たちは来年の特別措置法期限後の同和行政についてどんな認識をしているでしょうか。

同和对策審議会答申(以下、同対答申)では、その前文で同和問題を人権問題として明確に位置づけ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」と明記しています。

日本固有の人権問題である同和問題は、本人にはまったく責任のない、ただ同和地区に生まれたというだけの理由で、人間として幸せに生きる権利や自由を侵害されるといふ重大な社会問題です。

同対答申は、「心理的差別」「実態的差別」が厳存することも指摘しています。「心理的差別」とは、同和地区を特別視して差別事象を起し、結婚・教育や就職の機会を阻害したりすることです。「実態的差別」とは、住宅や道路などの改善がなされず、就職や教育の保障がなかったことによる低い生活水準など、目に見える形で現れる差別のことを指しています。

国の環境改善事業をはじめとする物的事業は、実態的差別の解消に対応し、教育・啓発事業は、心理的差別の解消をめざしたものです。

来年度からは、これまでの特別対策から一般対策へ移行していく「同和行政の転換」という大きな課題があります。特別対策は終わっても同和行政は終わりません。

今日、同和問題の完全解決に向けた積極的な取り組みが求められています。

同対答申には、「部落差別が現存するにせよ、この行政は積極的に推進されなければならない」と指摘されています。特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の解決をめざす取り組みの放棄を意味するものでは、ないというところを再認識しましょう。一般対策移行後は、従来にも増して、行政の主体的な姿勢が求められます。

あつ!! 地震:

南国市震災訓練(中央地区)のお知らせ

昭和21年12月の南海大地震で、高知県は大きな被害を受けました。そして、もうそろそろ次の南海大地震が起こるだろうと言われている。

さまざまな訓練や体験を計画していますので、市民の皆さんのご参加をお願いします。



■とき／9月1日(土) 午前9時30分～

■ところ／香長中学校グラウンド

■内容(主な訓練)

消火器を使った消火訓練、消防団による中継放水訓練、地震車による震度体験、人工呼吸の訓練、煙の中から避難体験、防災ヘリコプター展示など

■備考／長岡東部・長岡西部、後免・大籾・香南地区において、午前9時45分に訓練地震発生サイレン吹鳴放送があります。

※お問い合わせは、総務課総務管理係

(☎88016551)まで

「自分の命は自分で守り、自分たちの地域は皆で守る」を合言葉に地域の皆さんで日ごろから話し合ってください。

9月1日の「防災の日」に南国市震災訓練(中央地区)を行います。

南国市スマイリーハート人権講座



21世紀は、人権の世紀といわれています。この欠くことのできない権利を守り、差別のない明るい社会を築くためには、同和問題をはじめとするあらゆる差別を正しく理解し、解消していくことが大切です。

みんなの人権を考えることは、自分の人権を守ることになります。この人権講座に参加して「こころの笑顔」を増やしてみませんか。

■ところ／南国市社会福祉センター

ただし、第5講座のみ長岡西部体育館

■申込方法／お電話で

■申込締切／9月10日(月)まで

■参加費／無料

■備考

▶系統的な学習ですので、できるだけ連続して受講ください。

▶第6講座は、動きやすい服装と靴で来てください。

	講 座 内 容	日 時
第1講座	ビギン・ザ・人権 ～人権問題の現状と 部落差別の実態～	9月20日(休) 13:00~16:30
第2講座	歴 史 は 語 る ～部落差別は、 なぜ残されてきたか～	10月5日(金) 13:00~16:30
第3講座	みんなの人権は私の人権 ～人権・同和問題解決のため、 現在どのような運動・行政・ 教育が行われているか～	10月19日(金) 13:00~16:30
第4講座	日本人の人権感覚は？ ～外国人からみて～	11月1日(休) 13:00~16:30
第5講座	地 域 に 学 ぶ ～第15回識字学級・ 集会所文化祭の見学～	11月17日(土) 13:00~17:00
第6講座	体験して考えよう ～バリア・フリー～	11月30日(金) 13:00~16:30
第7講座	21世紀は人権の世紀 ～人権・同和問題の解決と 私たちの暮らし～	12月14日(金) 13:00~16:30

※お申し込み・お問い合わせは、同和教育課（☎880-6570）まで

市民の皆さんのなかには、庭先などで野焼きや、ドラム缶、小型の焼却炉を使って古ビニールなどのごみを焼いている方がいるかと思えます。このような野焼きは、悪臭やばい煙が発生し、また焼却物によっては、猛毒といわれているダイオキシンが発生することがありますので廃棄物処理法により、原則的に禁止されています。

また今年4月1日から、特別な場合を除き、野焼きを行った場合は不法投棄と同じように



古ビニールなどの
野焼きは禁止!!

うに直接、罰則（3年以下の懲役または30万円以下の罰金など）が適用されます。

なお、農業用の古ビニールの回収は、市の広報（6月号に掲載）と各農協を通じて農家に周知徹底しているところですが、各農協に指定された期日（年3～5回）に指定された集積場へ持って来てもらい、回収処理をしています。

今後とも、農協を通じて各農家に古ビニールの回収を周知していきます。

快適な環境を守るために野焼き行為はしないように努めてください。

※お問い合わせは、
「野焼きに関すること」
生活環境課環境公害係
（☎880-6557）まで
「古ビニール回収に関すること」
農林課（南国市古ビニール等
処理対策推進協議会事務局
☎880-6559）まで